

平成 21 年度岡山大学大学院社会文化科学研究科博士前期課程【9 月募集】入学試験問題

講 座	法政理論、比較国際法政、 公共法政、司法政策、 地域公共政策コース
専門科目	情報法

A 社の発行する週刊誌が、国会議員 B（女性）の離婚に関する報道をした。その内容は、「B は派手好きで、日頃から衣服、食事等に多くの金銭を使っている。B の夫は C 株式会社の取締役をしているが、最近 C 社は事業が不振で B の収入が減っており、金銭面でトラブルが発生し、離婚に至った」というものであった。

これに対し、B は、このような報道は自己のプライバシー侵害に当たるとして、A 社に対し損害賠償を請求した。

1. 他人のプライバシーを侵害したときの損害賠償責任は、日本では、一般的にはどのような場合に判例上認められてきたか、簡単に説明しなさい。
2. このように国会議員の私生活に関する事実を報道する場合、A 社は損害賠償責任を負うかどうか、論じなさい。

以上